

こ保第 177 号

令和 3 年 4 月 19 日

民間保育施設施設長 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（要請）

平素は、本市保育行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年 4 月 16 日付け、こ保第 158 号にて通知しました、「新型コロナウイルスに対する寝屋川市の対応フェーズの変更について（通知）」について、本市において感染者数が高い水準で推移していることから、本市における「緊急事態」として、市立保育所では、**令和 3 年 4 月 21 日（水）から令和 3 年 5 月 5 日（祝・水）までの間**、下記のとおり対応とすることとしております。

つきましては、各民間保育施設におかれましても、市立保育所と同様の対応を要請いたしますので、御理解、御協力をお願いいたします。

ただし、就労等の都合により、家庭での保育が困難な家庭につきましては、保育所の利用を拒むことが無いよう、十分に留意してください。

また、国が大阪府域を対象に緊急事態宣言を発出した場合は、速やかに【フェーズ 5】に移行します。【フェーズ 5】に移行した際の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

記

1 市立保育所における対応

- (1) フェーズの変更：【フェーズ 3】から【フェーズ 4】に引き上げ（4 月 19 日（月）から）

(2) 【フェーズ4】の内容（保育所部分抜粋）

・市立保育所：原則、休所とする。

※状況によっては、限定保育を行う場合があります。

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

●「市立保育所」につきましては、本来、「原則、休所」とするところですが、4月21日（水）から5月5日（祝・水）までは「原則、家庭での保育」とします。

（保育所は、集団生活で密となり、非常に感染リスクが高まるため、御家庭での御協力をお願いします。）

※今後の感染状況等に応じて、「原則、休所とする。（限定保育）」場合があります。

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

2 保育料・給食費の取り扱いについて

■保育料について

要請に基づき、家庭での保育の協力を行った児童に対する保育料については、国が示す方針等に則り、対応する予定としております。

還付手続き方法等につきましては、昨年と同様と考えておりますが、決定次第、御連絡させていただきます。

■給食費について

要請に基づき、家庭での保育を行った児童に対する給食費については、減額での対応をお願いしたいと考えております。

なお、減額いただいた給食費につきましては、昨年と同様に補助金での対応といたします。申請方法等につきましては、決定次第、御連絡させていただきます。